

成年後見における対応困難ケースとは何か
— その実態と支援方法を社会福祉協議会による
法人後見から探る —

鵜沼憲晴・関根 薫

A study of Difficult Cases in Adult Guardianship:
Analyses the contents and support methods through
Corporate Guardianship by the Councils of Social Welfare

Noriharu UNUMA, Kaoru SEKINE

皇學館大学現代日本社会学部

日本学論叢 第12号

令和4年3月

成年後見における対応困難ケースとは何か — その実態と支援方法を社会福祉協議会による 法人後見から探る —

鷗 沼 憲 晴 ・ 関 根 薫

抄録 ●

先行業績は、法人後見のメリットとして対応困難ケースへの支援を挙げる。しかし、そもそも対応困難とはいかなる状況なのかについて、実証的に明らかにした業績は未だ少ない。筆者は、市区町村社会福祉協議会を対象とした悉皆調査を行い、その中で対応困難事例とその支援方法について回答を求めた。本稿は、その回答から対応困難の具体的内実とその支援方法の実態を明らかにすることを目的とする。

結果、対応困難については、経済的問題、生活支援の必要性、家族・親族の問題、サービス利用に関する問題、地域・職場関係の問題の5つのカテゴリーが検出できた。また、支援方法としては、後見利用者本人に対する個別の支援、同居家族を含めた並行的支援、他機関・組織等との連携による協働支援、仲介・形成支援の4つを総合的に提供していることが明らかになった。

Key words：成年後見 法人後見 社会福祉協議会 対応困難

はじめに

成年後見において、首長申立を要する場合、対応困難ケースが少なくない。こうしたケースには、財産管理や契約代理行為のみならず、多様なサポートが求められる。そして、こうしたケースに対応可能な後見主体の1つとして法人後見があると指摘されてきた。例えば上山は、法人後見のメリットの1つとして、「個人後見人では対応の難しい、極めて難易度の高い事案への対応」を挙げる（上山 2015：62）。また、田山も同様に、「法人は、関連各種の専門家の協力の下で、後見事務を遂行するので、さまざまな困難ケースにおいても、そ

の『ニーズ』に応えることができる」とする(田山2018:5)。

では、そもそも対応困難ケースとは、いかなる問題を抱えるケースなのであろうか。

対応困難を実例として挙げる業績では、例えば赤平は、社会福祉協議会(以下:社協)の法人後見において「支援に困難を極めている」例として、「年金が入るとすぐに2ヶ月分全額をギャンブルや旅行等で使い果たしてしまうケース」、「生活保護受給者が自動車購入の契約をしまい、再三の指導に従わず生活保護停止になり生活が成り立たなくなるケース」、「信頼関係構築に努力するが、…約束を破られたり、連絡を絶たれてしまう」ケースを挙げる(赤平2018:76)。また全社協は、社協による法人後見を「地域のセーフティネットとしての役割」と位置づけ、その「特性」の1つとして「訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等」への組織的・継続的対応を挙げる。また、湯原ほか(2015)は対応困難の内実について実証的な分析を試みている。本業績は、法人Aが受任した30ケースを対象にした調査から「権利擁護支援ニーズ」として、①金銭管理をはじめとした生活管理能力の不足、②金銭管理をはじめとした生活の破綻、③セルフネグレクト、④近隣の心配(事件・事故)、⑤近隣とのトラブル、⑥親族による経済的搾取、⑦親族による経済的搾取ではない虐待、⑧親族以外の経済的搾取、⑨親族がいない、⑩親族の事情(本人が暴力を振う)、⑪親族の事情(本人との関係が悪い)、⑫親族の事情(財産争い、利益相反)、⑬親族の事情(親族も能力不足)、⑭親族の事情(遠距離、将来の不安)の計14要素を析出する。また、30ケースのうち「支援後の生活の変化」が確認できた12ケースにつき、「法的支援」、「生活支援」、「意思決定支援」の3つの支援軸に分けて対応を検討している。

以上の先行业績は、対応困難の具体的事例として浪費傾向、困難な関係形成、頻回な相談・訴え、家族全体の見守りを挙げ、さらに生活管理・金銭管理能力の不足、セルフネグレクト、近隣トラブル、親族間関係における多様なトラブル等があることを実証的に明らかにしてきた。これらはいずれも対応困難の内容を提示した点において評価できる。しかし、実証的研究が未だ乏しい点、と

りわけ親族間関係以外の問題に対する具体的な言及がなされていない点、対応困難ケースに対する支援のより詳細な実態分析が求められる点において課題を残していると思われる。

本稿は、全国の市区町村社協を対象とした調査結果を踏まえ、法人後見を実施している社協が受任しているケースから、①対応困難と判断されるケースはいかなる要素を有しているか、②社協はこうしたケースにどのように対応しているか、について具体的かつ実証的に把握することを目的とする。また、それらを踏まえ、社協が法人後見を担う意義と課題についてもふれていきたい。

1. 研究の方法

筆者は、自計式調査票を用い、全国の市区町村社協1,741件（市社協792件、区社協23件、町社協743件、村社協183件）を対象に郵送法にて悉皆調査を実施した。調査基準日は2019年12月31日時点とし、調査期間を2020年2月26日～2020年4月30日と設定した。回答は、法人後見もしくは権利擁護関係部署の責任者に依頼した。有効回答数は953件（市社協479件、区社協11件、町社協375件、村社協88件）、有効回答率は54.7%（市社協60.5%、区社協47.8%、町社協50.5%、村社協48.1%）であった。そのうち「受任体制がある」と回答した社協は349件であった。

そしてこの349件の社協に対し、対応困難ケースと捉えられる代表的な実践例1ケースを抽出していただき、年齢層、世帯構成、後見開始原因（複数回答）、対応困難の状況（自由記述）、その支援の具体的内容（自由記述）について回答を求めた。

本稿は、この設問で得た回答79ケースについて分析を試みたものである。

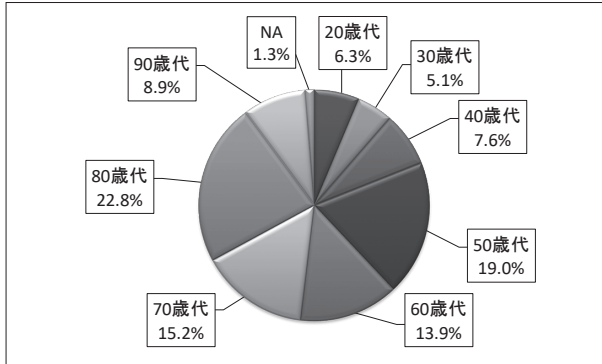
2. 倫理的配慮

本稿にて考察する調査は、事前に皇學館大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」における審査を受け、承認された後に実施している（承認番号 H31-5）。

3. 結果

(1) 対応困難ケースの属性

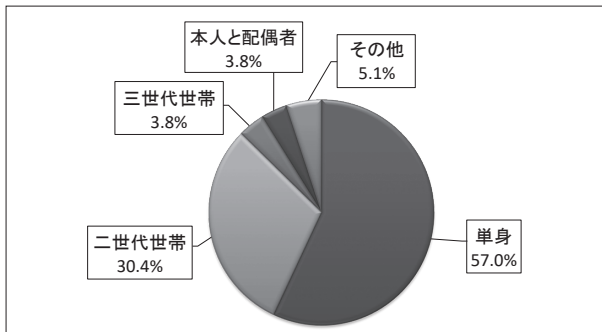
1) 年齢層



図表 1 対応困難ケースの年齢層

図表 1 は、対応困難ケースとして挙げられたケースの年齢層を年齢順に並べたものである。60歳代以上が60.8%（48ケース）あり、高齢者が多いことがうかがえる。また、年代別では、「50歳代」19.0%（15ケース）が「80歳代」22.8%（18ケース）に次いで多くなっており、中高年層が中心であるといえよう。

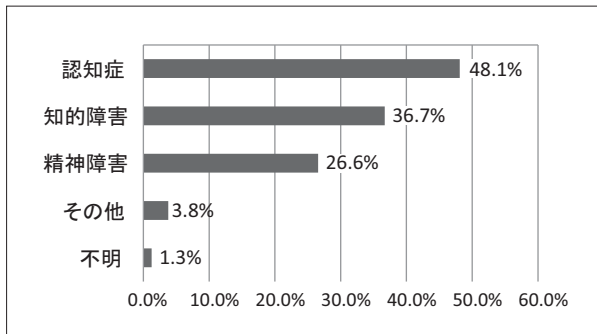
2) 世帯状況



図表 2 対応困難ケースの世帯状況

世帯状況（図表2）では、「単身世帯」が57.0%（45ケース）と最も多かった。次いで「二世帯世帯」30.4%（24ケース）、「三世帯世帯」・「本人と配偶者のみ世帯」（各3ケース）と続く。その他は、兄弟姉妹のみによる世帯であり、「兄との同居」3.8%（2ケース）、「兄2人、義姉との同居」・「弟・妹との同居」1.3%（各1ケース）であった。

3) 後見開始原因



図表3 後見開始原因（複数回答）

後見開始原因（図表3）では、「認知症」が最も多く48.1%（38ケース）、次いで「知的障害」36.7%（29ケース）、「精神障害」26.6%（21ケース）、「その他」3.8%（3ケース）の順であった（複数回答あり）。「その他」は、「特定疾患」、「脳梗塞の診断あり」、「過度のアルコール摂取による急性脳症」であった。重複は、計11ケースあり、「知的障害」と「精神障害」5ケース、「認知症」と「精神障害」4ケース、「認知症」と「知的障害」2ケースであった。

(2) 対応困難のカテゴリーと構造

対応困難ケースの概要（自由記述）について、まず当該回答を理解可能な文節単位で切片化した。次に、それらから対応困難の要素を抽出し、共通する語句にてコーディングを行った。さらに、コード間の関係を検討しながらサブカテゴリー、カテゴリーとしてまとめた。結果、35のコードを抽出し、13のサブ

カテゴリと5つのカテゴリを生成した。

さらに、各カテゴリでの「対応困難」が発生する圏域から、カテゴリの構造化を試みた。すなわち、①経済的問題から、②生活支援の必要性、③家族・親族の問題、④サービス利用に関する問題、⑤地域・職場での問題の順で、それぞれに含まれる「対応困難」がより広い圏域で発生しており、よって①から⑤にかけてより多くの他者が関係することとなる。

以下では、①から⑤のカテゴリごとに分析結果を述べていく。便宜上、カテゴリに【 】, サブカテゴリに〈 〉, コードに [], データに「 」の記号を用いる。

1) 【経済的問題】

図表4 ①経済的問題

カテゴリ	サブカテゴリ	コード	データ例
経済的問題	経済的困窮	乏しい生活費	・定期的な収入は少ない ・食糧が買えない状況でライフレスキューが出勤し、後見申立となる ・常に生活費が確保できず食べるものがない
		本人の年金が家族を支える	・本人と息子の生活を本人の年金月10万で過ごす ・本人の障害年金が三世帯世帯収入全体の7割を占める
		無職・失業	・就労を10年近くしておらず、預金も2～3年で無くなってしまう ・数々のアルバイト等に務めたが、長続きしなかった
	金銭管理ができない	浪費	・浪費傾向（ギャンブル好き） ・社会貢献団体へ寄付したり、移動にタクシーを利用する ・預貯金を引き下ろして使うために本人が通帳の再発行を5回繰り返し、日常生活自立支援事業では対応困難となり、成年後見へ移行
		滞納・債務	・電気、ガス、水道も止められた状態 ・家賃滞納 ・通販等による多額の借金 ・約200万円の債務

【経済的問題】では、〈経済的困窮〉と〈金銭管理ができない〉のサブカテゴリから構成される（図表4）。

〈経済的困窮〉は、「定期的な収入は少ない」、「食料が買えない状況でライフレスキューが出勤し、後見申立となる」、「常に生活費が確保できず食べるものがない」等の [乏しい生活費]、「本人と息子の生活を本人の10万円で過ごす」、

「本人の障害年金が三世代世帯収入全体の7割を占める」からなる「本人の年金が家族を支える」, 「就労を10年近くしておらず, 預金も2~3年で無くなってしまう」, 「数々のアルバイト等に努めたが, 長続きしなかった」, あるいは「無職, 収入は障害者年金のみ」等の「無職・失業」のコードから構成される。

〈金銭管理ができない〉は, 「浪費傾向(ギャンブル好き)」, 「社会貢献団体へ寄付したり, 移動にタクシーを利用する」, 「預貯金を引き下ろして使うために本人が通帳の再発行を5回繰り返し, 日常生活自立支援事業では対応困難となり, 成年後見へ移行」をはじめ, 「金遣いが荒い」, 「金銭管理ができず, 年金が入るとすぐ使ってしまう」等, 「浪費」に関するケースがみられた。また「電気, ガス, 水道も止められた状態」, 「家賃滞納」, 「通販等による多額の借金」をはじめ, 「親族からの借金」, 「多重債務」等の「滞納・債務」も含まれる。

2) 【生活支援の必要性】

図表5 ②生活支援の必要性

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	データ例
生活支援の必要性	自立生活が困難	生活管理ができない	<ul style="list-style-type: none"> 本人に基本的な生活習慣が身についていない 自身の保清ができていない 認知症のため, アパートでボヤを出す
		更生支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 触法状態 窃盗等の累犯による収監
	精神的不安定	不安・被害妄想	<ul style="list-style-type: none"> 物盗られ妄想 不安感が強く体調不良の訴えが多い
		頻回な連絡	<ul style="list-style-type: none"> 不安の解消のため1日10~20回の電話 不安になると頻回な連絡(メール)がある
		徘徊	<ul style="list-style-type: none"> 認知症が進んでおり, 外出すると帰れなくなり, 警察等に保護されることが続いている 精神的にも不安定となり近所を徘徊し, 近隣住民からの連絡を受け, 医療機関の受診につながる
	居住環境に関する問題	ゴミ屋敷	<ul style="list-style-type: none"> ゴミや排泄物, 食べカスなどあらゆるものが床に散乱しており, 足の踏み場もない状況 整理整頓は苦手なようで, 部屋は散らかっている 物の収集癖があり, 自宅の周辺には本人が集めてきた物が散乱
		劣悪な住宅環境	<ul style="list-style-type: none"> 水道が無い, 公共交通機関が近くにない 室内で犬, 猫を多頭飼育, 不衛生な生活環境 自宅の老朽化が顕著で自然災害時の安否確認や安全確保が必要なケース 本人の父親が独自に建てた小屋(水道・トイレ無し)にて生活

【生活支援の必要性】は、上記「後見開始原因」である認知症、知的障害、精神障害等がもたらす日常生活上の支障により、経済的支援以外の何らかの支援が必要な状態としてカテゴライズした（図表5）。

そのうち〈自立生活が困難〉では、「生活習慣が身についていない」、「自分の保清ができていない」、「アパートでほやを出す」をはじめ、「年金を自宅内に隠した後、場所がわからなくなってしまう」等を含む〔生活管理ができていない〕、「触法状態」、「窃盗等の累犯による収監」からなる〔更生支援の必要性〕がある。

〈精神的不安定〉では、「物盗られ妄想」、「不安感が強く体調不良の訴えが多い」等の〔不安・被害妄想〕、「不安の解消のため1日10～20回の電話」、「不安になると頻回な連絡（メール）がある」等の〔頻回な連絡〕、「認知症」や「精神的にも不安定」な状態からの〔徘徊〕があった。

〈居住環境に関する問題〉では、「ゴミや排泄物、食べカスなどあらゆるものが床に散乱しており、足の踏み場もない状況」、「整理整頓は苦手なようで、部屋は散らかっている」、「物の収集癖があり、自宅の周辺には本人が集めてきた物が散乱」、あるいは「自宅を含め複数ある土地の全てが収集ゴミだらけ」等からなる〔ゴミ屋敷〕、「水道がない」、「室内で犬、猫を多頭飼育」、「自宅の老朽化が顕著」等の〔劣悪な住宅環境〕があった。

3) 【家族・親族の問題】

【家族・親族の問題】では、〈同居家族も要支援〉、〈親族の支援が期待できない〉、〈虐待・DV問題〉の3つのサブカテゴリーから構成される（図表6）。

〈同居家族も要支援〉では、まず〔夫婦ともに要支援〕において、「夫婦ともに障害福祉サービスを利用」、「申し立て支援の際に夫も支援が必要と判明」、「夫婦ともに後見類型」等がみられた。〔親子ともに要支援〕については4つの世帯形態－①後見利用者（本稿は、被後見人等を主体的・能動的な存在として捉え「後見利用者」と称する：以下同じ）と支援を要する親のみの世帯、②後見利用者とその兄弟、親いずれも支援を要する世帯、③後見利用者と夫、子どもいずれも支援を要する世帯、④後見利用者と支援を要する子どものみの世帯が確

図表6 ③家族・親族の問題

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	データ例
家族・親族の問題	同居家族も要支援	夫婦ともに要支援	・夫婦ともに障害福祉サービスを利用 ・申立支援の際に夫も支援が必要と判明 ・夫婦ともに後見類型
		親子ともに要支援	・全盲の母親と二人暮らし ・自宅で認知症の母親(本会の成年被後見人)と二人暮らし ・母認知症、姉30年以上ひきこもり、弟知的障害の世帯 ・夫(脳梗塞・意識障害)、本人(若年性認知症)、長男(精神疾患)の世帯 ・長男は精神障害から関わりが難しく、次男も精神疾患で支援が必要
		同居する兄弟姉妹も要支援	・本人、妹、弟の3人暮らしで全員知的障害者、母は施設に入所 ・保佐類型の兄と後見類型の本人が同居、在宅生活
	親族の支援が期待できない	親族からの支援が困難	・親族が高齢となり、本人に面会しに来ることが難しくなっている ・いとこの妻が支援していたが、負担感から社協に依頼 ・兄弟はいるが、高齢・遠方のため支援が難しい ・親族も多問題を抱えている
		疎遠な親族関係	・長女(精神疾患)の家族は市内在住だが、ほとんど関わりなし ・親族はすべて非協力的 ・親族である孫3人とも音信不通
	虐待・DV問題	親族からの経済的虐待	・父からの経済的虐待 ・次男の経済的搾取(母親名義でクレジット会社に借金) ・他市に住む長女(うつ傾向、買物依存)が毎日のように訪問し、年金を横領 ・同敷地内に住む兄(のちに障がい者と判明、借金あり)からの頻回な金銭搾取があった ・娘の経済的搾取から本人の電話料金が引き落とすことができなことが続き、電話を止められてしまう
		家族からの身体的虐待	・息子から本人への身体的虐待があった ・幼少期に実父から虐待を受けていた
		交際相手からの金銭搾取	・交際相手からくり返される金銭の要求
		本人による虐待	・子供2人へのネグレクト ・本人は購入欲求が強く、父親に要求。父親は断り切れず年金を使い果たしてしまう

認できた。そしてその要支援者の状況については、疾病(「認知症」の親、「脳梗塞」の夫、「精神疾患」の子ども)、身体障害(「全盲」の親)、弟あるいは親子とも「知的障害」、「精神障害」の子ども、「引きこもり」の姉等、多様であった。また、「本人、妹、弟の三人暮らしで全員知的障害者」や「保佐類型の兄と後見類型の本人が同居」等、「同居する兄弟姉妹も要支援」の世帯も存在した。

〈親族の支援が期待できない〉では、まず、親族関係は良好であるが親族の心身機能や物理的距離により支援が困難である「親族からの支援が困難」として、「親族が高齢となり、本人に面会に来ることが難しくなっている」、「い

とこの妻が支援していたが、負担感から社協に依頼し、「親族も多問題を抱えている」のほか、「認知症の両親が施設入所し、本人が独居となっている」、「妻は老人保健施設へ、息子は精神病院へ入院」と家族の入院・入所によって家族（親族）からの支援が困難になったケースもあった。一方、「疎遠な親族関係」では、「市内在住だが、ほとんど関わりなし」、「親族はすべて非協力的」、「親族である孫3人とも音信不通」のほか、「養親、養子がいるが関わり望まず」、「町内に妹がいるが協力は望めない」等があった。

〈虐待・DV問題〉では4つのコードから構成された。〔家族からの経済的虐待〕では、子どもによる親の年金や預貯金の搾取のみならず、「父からの経済的虐待」や「兄（のちに障がい者と判明、借金あり）からの頻回な金銭搾取」も含まれていた。また、当該問題においては、後見利用者本人が虐待・DVの被害者である場合のみならず、「子供2人へのネグレクト」、「本人は購入意欲が強く、父親に要求。父親は断り切れず年金を使い果たしてしまう」等の〔本人による虐待〕もみられた。

4) 【サービス利用に関する問題】

【サービス利用に関する問題】は、〈サービス利用の継続が困難〉、〈サービスの拒否・不信感〉、〈医療サービスの必要性〉という3つのサブカテゴリーから構成される（図表7）。

〈サービス利用の継続が困難〉は、サービス提供側からの支援拒否や不適切な支援からなる。例えば「特別養護老人ホームを強制退去させられた」、「同室者とのトラブルから施設、病院を転々とする」、「入所施設や医療機関での生活が、本人の不穏による暴力行為等により成り立たない」等の〔福祉・医療サービスからの拒否〕、および「職員からの本人に対して権利侵害が疑われるような発言」にみられるような〔権利侵害の危険性〕があった。

一方、後見利用者からの〈サービスの拒否・不信感〉もあった。例えば「疾病、障害があるが、受診の拒否あり」、「本人は障害サービスを拒否」等からなる〔福祉・医療サービスを拒否〕、「判断能力が極めて低い」等の要支援ニーズがあるにもかかわらず未だに〔サービス利用に至っていない〕状況が該当する。

図表7 ④サービス利用に関する問題

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	データ例
サービス利用に関する問題	サービスの利用の継続が困難	福祉・医療サービスからの拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームを強制退去させられた ・同室者とのトラブルから施設、病院を転々とする ・入所施設や医療機関での生活が、本人の不穏による暴力行為等により成り立たない
		権利侵害の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・入院していた病院の一部の職員から本人に対して権利侵害が疑われるような発言
	サービスの拒否・不信感	福祉・医療サービスを拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、障害があるが、受診の拒否あり ・本人は障害サービスを拒否。行政等での介入を試みるも、進展が見られなかった ・息子（知的障害）のことが心配で施設入所を拒否
		サービス利用に至っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力極めて低いが障害サービスにはつながらず、在宅にて生活 ・介護サービスの利用につがっていない
		サービス事業者への不信感	<ul style="list-style-type: none"> ・長男はうつ病および脅迫神経症のため、本人の支援者が入ることに抵抗を示す。 ・自宅内に入れてくれず、ヘルパー・訪看も玄関で対応
		後見人による対応が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人に弁護士が選任されたが、本人との関係性が構築できず ・補助人である弁護士に、頻回に事務所を訪問してお金の催促をするなどの迷惑行為をくり返していた ・社会福祉士、弁護士では対応困難なため、家族より変更の依頼
	医療サービスの必要性	アルコール等の依存症	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存により、年金は公共料金以外すべてアルコール購入へ。低栄養状態となり、失神を繰り返す ・わずかな生活費もお酒に代わってしまい、食事もまともに摂っておらず、栄養状態が悪い
		定期的な受診が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・肺腺がんの術後だが、転移がみられる ・脳梗塞から右麻痺残存、認知面も低下 ・難病で病院の定期的受診が必要 ・精神不安定から入退院をくり返す
		服薬管理ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が服薬管理できず、糖尿病が悪化 ・精神状態と難病による体調の変化が大きいが、服薬管理ができない

また「サービス事業者への不信感」では、精神的疾患をもつ長男による「本人の支援者が入ることへの抵抗」や「自宅に入れてくれず、ヘルパー・訪看も玄関で対応」せざるを得ない状況が含まれる。さらに「後見人による対応が困難」では、現後見人との「関係構築ができ」ない、あるいは「頻回に事務所を訪問してお金の催促をするなどの迷惑行為」の繰り返し等、現後見人がその対応に苦慮するケースのほか、現後見人「では対応困難なため、家族より変更の依頼」があったケースも含まれる。

〈医療サービスの必要性〉は、受診歴はあるものの、より高い頻度での介入や緊急的・継続的な医療サービス支援および医療的管理が必要なケースからな

り、[アルコール等の依存症]、[定期的な受診が必要]、[服薬管理ができない]の3つのサブカテゴリーで構成される。[アルコール等の依存症]では、「年金は公共料金以外すべてアルコール購入へ」費やすため「低栄養状態になり、失神を繰り返す」、「わずかな生活費もお酒に代わってしまい、食事もまともに摂っておらず、栄養状態が悪い」等があり、生命や健康の維持に向けた早急な医療・支援サービスの必要性をもたらしているケースがあった。また[定期的な受診が必要]では、「肺腺がん」、「脳梗塞」、「難病」、「精神的不安定」等、長期継続的な治療を要するケースが該当する。さらに「服薬管理できず糖尿病が悪化」、「精神状態と難病による体調の変化が大きいが、服薬管理ができない」等の[服薬管理ができない]も医療的管理が必要なケースとして判断し、当該カテゴリーに含めた。

5) 【地域・職場関係の問題】

【地域・職場関係の問題】は、居住地域や職場という圏域で発生している対人関係を中心としたトラブルとして検出し、〈近隣との関係構築が困難〉および職場や友人等の〈他者との関係構築が困難〉のサブカテゴリーに大別した(図表8)。

〈近隣との関係構築が困難〉のうち、[近隣とのトラブル]は、「植木の手入れについて近隣住民から苦情」、「玄関から外へお米をばらまき鳥の餌としているため、近所から苦情がある」等からなる近隣住民からの“苦情”の訴えと、「農業用水をめぐる同町内の農業経営者らとのトラブル」、「同じアパートの住民とのトラブルから強制退去」のように既に近隣住民との“トラブル”に発展しているケースがあった。一方、「数十年ひきこもりの生活」、「お弁当を買いに外出する以外は自宅から出ず、日中、夜間の関係なしに部屋で寝転がっている」等、家族あるいは地域内で積極的に他者に関与しない[孤立・引きこもり]も含まれる。

〈他者との関係構築が困難〉では、「疎通性悪く易怒的」、「電話や手紙に攻撃的な言葉」等の[攻撃的なパーソナリティー]、「人間関係のトラブルで精神的に不安定になりやすい」ほか、「他者とのコミュニケーションや信頼関係の構

図表 8 ⑤地域・職場関係の問題

カテゴリ	サブカテゴリ	コード	データ例
地域・職場関係の問題	近隣との関係構築が困難	近隣とのトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植木の手入れについて近隣住民から苦情 ・ 農業用水路をめぐる同町内の農業経営者らとのトラブル ・ 同じアパートの住民とのトラブルから強制退去 ・ 本人は玄関から外へお米をばらまき鳥の餌としているため、近所から苦情がある
		孤立・引きこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数十年ひきこもりの生活 ・ お弁当を買いに外出する以外は自宅から出ず、日中、夜間の関係なしに部屋で寝転がっている
	他者との関係構築が困難	攻撃的なパーソナリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疎通性悪く易怒的 ・ 電話や手紙に攻撃的な言葉がみられる
		知人との関係トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間関係のトラブルで精神的に不安定になりやすい
		職場での人間関係トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内でトラブルなく過ごすことが難しい ・ 他者とのトラブルによる失業をくり返す

築には難がある」を含む [知人との関係トラブル], 「職場内でトラブルなく過ごすことが難しい」, 「他者とのトラブルによる失業をくり返す」といった [職場での人間関係トラブル] があった。

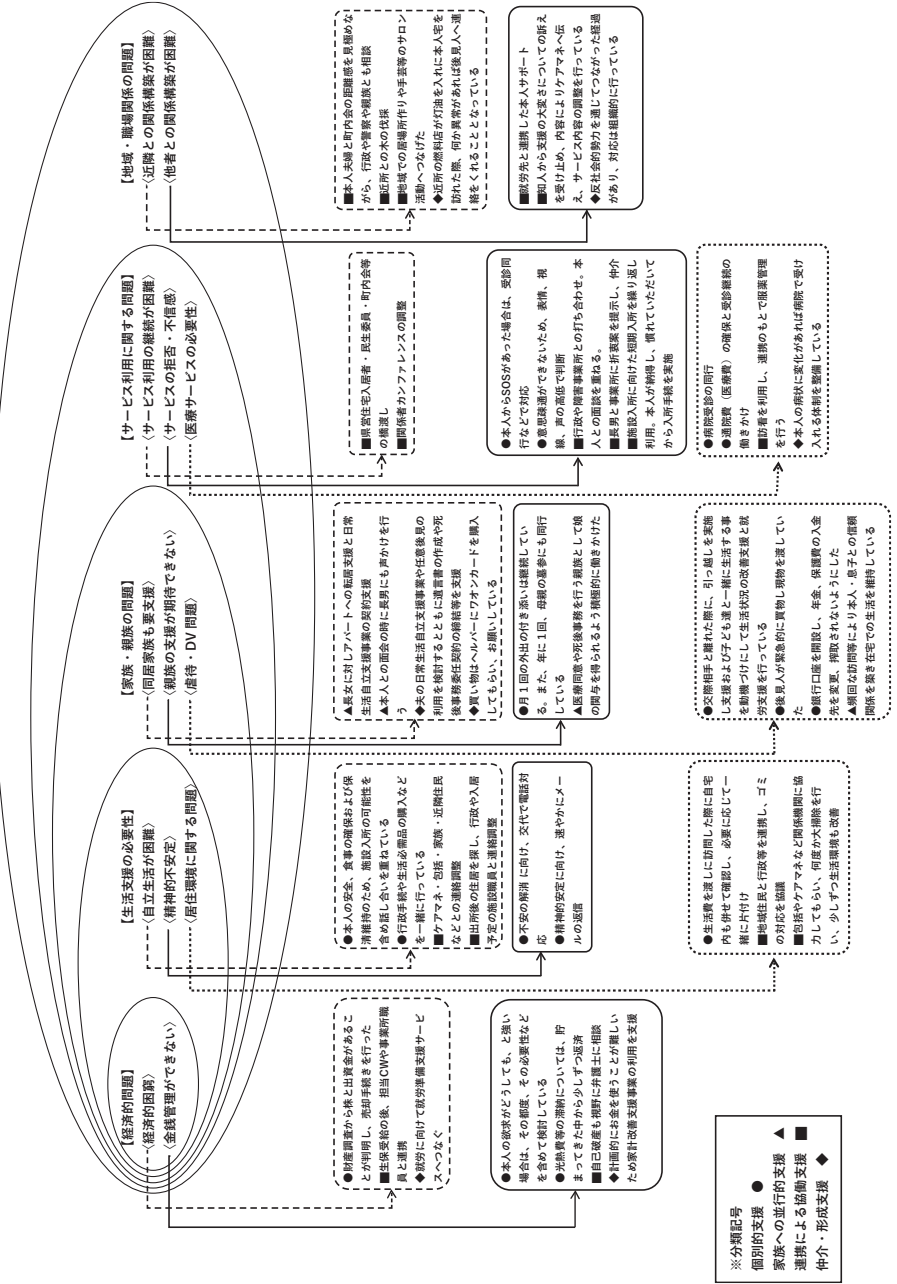
(3) 対応困難への支援の実態

以上5つの「対応困難」カテゴリとそれに対する支援の実態を一覧にしたものが図表9である。

まず、5つの「対応困難」カテゴリについては、当該カテゴリに含まれる「対応困難」の発生圏域が最も狭い【経済的問題】を中核に置き、以降、【生活支援の必要性】、【家族・親族の問題】、【サービス利用に関する問題】、【地域・職場関係の問題】と、発生圏域が広がっていくことを同心円で示した。

次に、各カテゴリを構成するサブカテゴリごとに、支援の実態を生データで例示列挙した。その際、当該支援についても、ソーシャルワークの実践領域（マイクロ・メゾ・マクロ）の視点を参照しつつ、「●」＝後見利用者本人に対する個別的支援、「▲」＝後見利用者のみならずその同居家族もしくは親族を含めた並行的支援、「■」＝利用者の居住地にある機関・組織・団体・専門職・近隣住民との連携による協働支援、「◆」＝後見制度以外の制度につなげたり、個別の状況に応じた独自の仕組みやルールを作ったりする仲介・形成支援の4つのタイプにカテゴライズした。

図表9 対応困難カテゴリーごとの支援内容



以下、カテゴリーごとに実際の支援について述べていく。

【**経済的問題**】における〈**経済的困窮**〉に対しては、●「財産調査から株と出資金があることが判明し、売却手続きを行った」、■「担当 CW や事業所職員と連携」、◆「就労に向けて就労準備支援サービスへつなぐ」があった。また〈**金銭管理ができない**〉については、●「欲求」が「強い場合は、その都度、その必要性などを含めて検討」、■「自己破産も視野に弁護士に相談」、◆「家計改善支援事業の利用を支援」等があった。

【**生活支援の必要性**】での〈**自立生活が困難**〉に対しては、●「施設入所の可能性を含め話し合いを重ねている」、●「行政手続や生活必需品の購入などを一緒に行っている」、■「ケアマネ・包括・家族・近隣住民などとの連絡調整」、■「行政や入居予定の施設職員と連絡調整」が行われていた。また、〈**精神的不安定**〉では、●「不安の解消に向け、交代で電話対応」や●「精神的安定に向け、速やかにメールの返信」等の対応があった。さらに〈**居住環境に関する問題**〉では、●「必要に応じて一緒に片付け」、■「地域住民と行政等を連携し、ゴミの対応を協議」等があった。

【**家族・親族の問題**】における〈**同居家族も要支援**〉では、▲「(精神疾患のある：筆者)長女に対しアパートへの転居支援と日常生活自立支援事業の契約支援」、◆「(支援を要する：筆者)夫の日常生活自立支援事業や任意後見の利用」および「遺言書の作成や死後事務委任契約の締結等を支援」、◆「(後見利用者である父と知的障害者である息子いずれも買い物に困難であるため：筆者)買い物はヘルパーにワオンカードを購入してもらい、お願いしている」等があった。〈**親族の支援が期待できない**〉については、●「月1回の外出の付き添い」や、▲「医療同意や死後事務を行う親族として娘の関与を得られるよう積極的に働きかけた」等があった。さらに〈**虐待・DV問題**〉のうち、虐待に対しては、●「(後見利用者本人名義の：筆者)銀行口座を開設し、年金、保護費の入金先を変更、搾取されないようにした」、●「後見人が緊急的に買物し現物を渡していた」、▲「頻回な訪問等により本人・息子との信頼関係を築き在宅での生活を維持している」等が、DVに対しては●「交際相手と離れた際に、引っ越しを実施し支援および子ども達と一緒に生活する事を動機づけにして生

活状況の改善支援と就労支援を行っている」があった。

【サービス利用に関する問題】のうち、〈サービス利用の継続が困難〉では、■「県管住宅入居者・民生委員・町内会等の橋渡し」、■「関係者カンファレンスの調整」が、〈サービスの拒否・不信感〉に対しては、●「本人からSOSがあった場合は、受診同行などで対応」、■「行政や障害事業所との打ち合わせ」をしながら「本人との面談を重ねる」、■「(支援者が入ることに抵抗を示す：筆者)長男と事業所に折衷案を提示し、仲介」、■「施設入所に向けた短期入所を繰り返し利用」し「本人が納得し、慣れていただいてから入所手続を実施」等があった。さらに〈医療サービスの必要性〉では、●「病院受診の同行」、●「通院費(医療費)の確保と受診継続の働きかけ」、■「訪看を利用し、連携のもとで服薬管理を行う」、◆「本人の病状に変化があれば病院で受け入れる体制を整備」があった。

【地域・職場関係の問題】での〈近隣との関係構築が困難〉では、■「(農業用水路をめぐるトラブルに対し：筆者)本人夫婦と町内会の距離感を見極めながら、行政や警察や親族とも相談」、■「(植木の手入れに関する住民からの苦情に対し：筆者)近所との木の伐採」、■「地域での居場所作りや手芸等のサロン活動へつなげた」、◆「近所の燃料店が灯油を入れに本人宅を訪れた際、何か異常があれば後見人へ連絡をくれることとなっている」等がみられた。また〈他者との関係構築が困難〉については、■「就労先と連携した本人サポート」、■「(支援を日常的に行っている：筆者)知人から支援の大変さについての訴えを受け止め、内容によりケアマネへ伝え、サービス内容の調整を行っている」、◆「反社会的勢力を通じてつながった経過があり、対応は組織的に行っている」等があった。

4. 考察

以上の調査結果に基づき、対応困難ケースの特徴、対応困難の要素、対応困難ケースへの支援内容について検討する。

(1) 対応困難ケースの属性

図表1～3の結果から、対応困難ケースの属性として、高齢、単身世帯、認知症が多いことが分かった。これらのいずれかに該当するケースは、対応困難要素を内包する可能性があり、よって後見業務の開始前に、あるいは業務の過程において情報を精査し、アセスメントを行う必要があるだろう。

また、世帯状況として2番目に多かった二世帯世帯に関し、【家族・親族の問題】において〔親子とも要支援〕というコードを抽出している。当該コードに該当するケースにおいては、〔本人の年金が家族を支える〕、〔家族による経済的虐待〕、〔家族による身体的虐待〕、〔本人による虐待〕、〔サービス事業者への不信感〕等のコードに関連している可能性が高いと考える。最高裁判所は、2019年1月に「身近な親族を選任することが望ましい」との考えを各家庭裁判所に通知したが（第2回成年後見制度利用促進専門家会議「資料3 適切な後見人の選任のための検討状況等について」）、一方で、老老介護、認認介護、8050問題、ヤングケアラーと同様、同居親子いずれも要支援の世帯の問題も深刻化しているとの認識が求められる。

さらに、地域共生社会のスローガンのもとで地域生活への移行が進み、また日常生活自立支援事業における知的障害者、精神障害者の「問合せ・相談件数」や「契約締結件数」の推移（全国社会福祉協議会：「令和2年度『日常生活自立支援事業』実施状況」等）を踏まえれば、後見業務における「50歳代」、「知的障害者」、「精神障害者」の対応困難ケースが今後さらに増加する可能性がある。後見実施主体の確保が急務といえよう。

(2) 対応困難の要素

図表4～8に挙げた35のコードを対応困難の要素として捉えるならば、先行業績が明らかにした、浪費傾向、困難な関係形成、頻回な相談・訴え、家族全体への支援、生活管理能力や金銭管理能力の不足、セルフネグレクト、近隣トラブル、親族間トラブルをすべて包含しており、これらをあらためて実証的に裏付けることができた。

また、【サービス利用に関する問題】というカテゴリーや〔更生支援の必要性〕、

[ゴミ屋敷], [劣悪な住宅環境], [本人による虐待], [攻撃的なパーソナリティー] 等は, 先行業績では取りあげられなかったものであり, 対応困難ケースの特徴をより具体的かつ多面的に実証できたと考える。

(3) 「対応困難」への支援

「対応困難」に対する支援については, 以下の特徴が見出せる。

第1に, それぞれのカテゴリに対する支援の多様性である。後見利用者の個人的問題に相当する【経済的問題】や【生活支援の必要性】では, 当然に●個人的支援が多用されているが, 必要に応じて▲並行的支援, ■協働支援, ◆仲介・形成支援も活用されていた。また, 【家族・親族に関する問題】に対しても, ▲並行的支援を主軸としながら, ●個別的支援や◆仲介・形成支援も取り入れられている。さらに【サービス利用に関する問題】や【地域・職場関係の問題】においても, ■協働支援を中心に, ●個人的支援や◆仲介・形成支援がなされていた。

このように, 個人的領域の問題には●個人的支援を, 家族・親族間の領域における問題には▲並行的支援を, サービス提供者との関係や地域・職場の領域における問題には■協働支援を中核としつつ, 個別具体的なケースの状況に応じて他の3つの支援を総合的・一体的に行っていることが明らかになった。

第2に, 以下のようなソーシャルワークに関するスキルが駆使されている点である。すなわち, ①傾聴(「不安の解消に向け, 交代で電話対応」等), ②意思尊重・意思決定支援(「本人の欲求がどうしても, と強い場合は, その都度, その必要性などを含めて検討」, 「意思疎通ができないため, 表情, 視線, 声の高低で判断」, 「本人が納得し, 慣れていただいてから入所手続を実施」等), ③エンパワメント(「子ども達と一緒に生活する事を動機づけにして生活状況の改善支援と就労支援を行っている」等), ④家族関係の再統合・再構築(「頻回な訪問等により本人・息子との信頼関係を築き在宅での生活を維持」, 「娘の関与を得られるよう積極的に働きかけた」)である。さらに, 支援方法としてカテゴライズした⑤後見利用者本人とサービス・機関・組織等との仲介(「就労に向けて就労準備支援サービスへつなぐ」, 「家計改善支援事業の利用を支

援],「県営住宅入居者・民生委員・町内会等の橋渡し」,「地域での居場所作りや手芸等のサロン活動へつなげた」等),⑥機関・組織・社会資源どうしの連携・調整(「担当CWや事業所職員と連携」,「ケアマネ・包括・家族・近隣住民などとの連絡調整」等),⑦仕組みづくり(「買い物はヘルパーにワオンカードを購入してもらい,お願いしている」,「病院で受け入れる体制を整備」,「近所の燃料店が灯油を入れに本人宅を訪れた際,何か異常があれば後见人へ連絡をくれることとなっている」等)も,重要なスキルとして加えることができると考える。

第3に,本人に対する一定の事実行為や後見利用者以外の者への支援が提供されている点である。例えば,事実行為では「訪問した際に自宅内も併せて確認し,必要に応じて一緒に片付け」,「外出の付き添い」・「母親の墓参」,「緊急的に買物し現物を渡していた」,「近所との木の伐採」等が該当する。また,後見利用者以外の者への支援としては「本人との面会の時に(引きこもりの:筆者)長男にも声かけを行う(のちに長男とコンタクトがとれるようになり,長男の1人暮らしや生活保護受給を支援:筆者)」,長女に対する「転居支援と日常生活自立支援事業の契約支援」,「夫の日常生活自立支援事業」や「遺言書の作成や死後事務委任契約の締結等」の支援等があった。

いずれも後見業務の範囲外のものが含まれる。では,なぜこれらの支援を行ったのであろうか。その背景や意図として4点が明らかとなった。以下,「支援の具体的内容(自由記述)」への回答から得たデータを付記しながら挙げていく。すなわち,①成年後見に対する関係機関・事業者の理解不足や誤解による連携困難(「成年後見制度の知識や理解も関係者には薄く,協力がなかなか得られなかった」,「成年後见人に対し,家族のような対応を期待する同業者(福祉サービス事業者:筆者)もみられた」),②障害に対する理解が不十分な関係機関・事業者と利用者家族との対立(「本人の支援者(介護保険事業所)は,(精神障害の:筆者)長男の障害に対する理解が薄く,長男はそれを敏感に感じ取り,『わかってくれない。できないことを求められ,責められる』と不満を訴える」),③世帯への包括的支援の必要性(「本人への支援のみならず,夫への支援が今後必要になる可能性が高かったことから,世帯を包括的に支援するという目的で,社協が本人の後见人を受任する方向になる」),④後見利用者らし

い人生の実現（「これらの関わりは、厳密に言えば後見人に付与された権限にもとづくものではないが、『本人が望む暮らしの実現を支援する』という大切な関わりである」とらえている）、「必要に応じて本人に寄り添う支援を行っている」）である。対応困難ケースにおいては、少なくとも①～③の状況に直面した際には必要に迫られて、あるいは④理念の具現化に向けて、上記事実行為や同居する他の家族への支援が緊急的・一時的に求められる場合もあるといえよう。

5. おわりに 一社協による法人後見の意義一

以上、社協が受任しているケースから、対応困難の具体的な内容とその支援の実態について明らかにしてきた。

対応困難には、【経済的問題】、【生活支援の必要性】、【家族・親族の問題】、【サービス利用に関する問題】、【地域・職場での問題】の5つのカテゴリがあり、それらに対し、●個別の支援、▲並行的支援、■協働支援、◆仲介・形成支援が実施されていた。

これらを踏まえ、社協が法人後見を担う意義についてふれておきたい。

第1に、これら5つのカテゴリの対応困難に対する支援を提供している点である。無論、財産管理や法律行為の代理等、後見人に求められる後見業務をこなしつつ、同時にこれら対応困難への支援を包括的に遂行できるのは、冒頭でふれた上山や田山の見解のとおり、法人後見の強みであるといえる。さらに「後見人による対応が困難」への支援については、全国社会福祉協議会の見解のとおり「地域のセーフティネットとしての役割」を担っているといえる。

第2に、支援方法として上記4つの支援を総合的に提供している点である。そのうち、▲並行的支援は、社協が多様な機関・組織・社会資源とつながっているからこそ可能であると考えられる。また、◆仲介・形成支援においては、個別の状況に応じた仕組み・ルールが創られていた。これらの設定や工夫は決して大がかりなものではないが、発想次第で既存の社会資源から新たなシステムが創出できることを提示してくれた。そして、その積み重ねや全国的な波及がやがて後見システムの改革や法改正を求めるソーシャルアクションに昇華し、より「利用者がメリットを実感できる制度」（閣議決定2017：「成年後見制度利用促進基本計画について」）へ結実すると考える。

第3に、ソーシャルワークに関するスキルが活用されている点である。なかでも、傾聴、意思尊重・意思決定支援、エンパワメント、家族関係の再統合・再構築は、家族や地域から疎外され、未来に不安を抱き、絶望の淵に立たされている後見利用者に関わる際の重要なスキルといえよう。

しかし、他の事業・活動と同様、財源不足・人材不足によって法人後見の存続が困難な状況にある社協も少なくない。本稿で明らかにした多様な対応困難に対し、社協が「セーフティネット」であり続けるための法施策について考察することを今後の課題としたい。

【謝辞】

本調査にご理解賜りました市区町村社会福祉協議会会長様ならびに本調査にご協力賜りました市区町村社会福祉協議会の職員の皆様に、心より感謝申し上げます。

【補記】

本研究は、平成30年度～令和4年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「国内外の要請に応えうる法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」(課題番号18K02085)の研究成果の一部である。

引用文献

- 赤平一夫(2018)「湯沢市社会福祉協議会による法人後見の実際」『実践成年後見』72 71-77
- 上山泰(2015)『専門職後見人と身上監護[第3版]』民事法研究会
- 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会(2018)「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」
- 田山輝明(2018)「法人後見の意義と特徴」『実践成年後見』72 4-12
- 湯原悦子・小島佳子・高柳雅仁(2015)「地域における権利擁護支援ニーズの内容と支援の効果－法人後見の受任事例からの考察－」『日本福祉大学社会福祉論集』133 29-45

A study of Difficult Cases in Adult Guardianship: Analyses the contents and support methods through Corporate Guardianship by the Councils of Social Welfare

Noriharu UNUMA, Kaoru SEKINE

Summary

Corporate guardianship can support difficult cases. However, what is difficult cases to deal with has not been empirically elucidated.

This paper clarifies the contents of difficult cases and support methods from a survey of municipal social welfare councils. As a result, five categories of financial problems, the need for living supports, family problems, service usage problems, and community and workplace problems could be detected as difficult to deal with. In addition, There are four support methods: individual support, parallel support for families, collaborative support through collaboration, and mediation / formation supports.

Key Words : adult guardianship, corporate guardianship,
councils of social welfare, difficult cases